

学校いじめ防止基本方針

岡山市立庄内小学校

1 いじめ防止のための基本的姿勢

- (1) いじめを許さない，見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己存在感を高め，人権感覚を磨き，自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために，学校と家庭が協力して指導にあたる。
- (4) いじめの早期解決のために学校内の共通理解をもとに保護者・地域・各種専門機関と連携して解決にあたる。

2 いじめの未然防止のための取り組み

- (1) いじめを許さない，見過ごさない雰囲気づくりに努める。

「いじめはどの学校でも，どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち，すべての教職員が児童の様子を見守り，日常的に関わっていく中で児童の小さな変化を見逃さないように努める。

- ①毎朝，「あいさつから声かけ」運動の実施。(校門・廊下・学級)
- ②朝の会では，健康観察等で児童の様子を把握する。
- ③のびのびと安心して発言できる学級集団づくりに努める。
- ④休み時間や給食時間には，児童に向き合い関わる中で，児童理解に努める。
- ⑤帰りの会では，1日の振り返りの中で児童の様子を観察する。

- (2) 児童一人一人の自己存在感を高め，人権感覚を磨き，自尊感情を育む教育活動を推進する。

児童一人一人が認められ，お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また，教師一人一人が児童主体の分かりやすい授業を心がけ，児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て，自尊感情を育むことができるように努める。

- ①児童一人一人の思いや考えを大切にし，学び合い高め合っていく授業に努める。
- ②分かりやすい授業を心がけ，基礎・基本の定着を図る。
- ③縦割り活動をとおして仲間意識を育てる。
- ④達成感・成就感を育む学校行事を計画する。
運動会・学習発表会・卒業式・入学式
- ⑤児童が自主的に計画・運営し，積極的に参加する活動を計画する。
1年生を迎える会・庄内たてわりまつり・児童集会・6年生を送る会

⑥人とつながる喜びを味わう体験活動を計画する。

昔あそびの体験（１年）・町探検（２年）・昔のくらし体験（３年）・福祉体験（４年）・和太鼓体験（５年）・吉備の歴史に学ぶ体験（６年）
安全・安心感謝の会(全校)

⑦自己肯定感を育てる道徳の授業に努める。

⑧特別支援の視点から配慮のある人間関係づくりと環境づくりに努める。

3 いじめの早期発見・早期解決のための取り組み

（１）いじめの早期発見のために、学校と家庭が協力して生徒指導にあたる。

学校と家庭が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧にすることで児童理解に努め、信頼関係を築く。

①家庭訪問・学級懇談会の実施(４月)

②１学期学校生活アンケートの実施(５月)

③ASSESS, Hyper-QU 実施(６月)

④個人懇談の実施(７月)

⑤２学期学校生活アンケート実施(９月)

⑥ASSESS, Hyper-QU ・学級懇談会の実施(１０月)

⑦ふれあい相談アンケート・ふれあい相談・希望個人懇談の実施(１１月)

⑧ASSESS, Hyper-QU ・学級懇談会の実施(２月)

⑨３学期学校生活アンケートの実施(３月)

⑩毎月の教育相談日の設置と必要に応じた教育相談の実施。

⑪学校評価アンケートの実施（児童・保護者・教職員）

（２）いじめ早期解決のために学校内の共通理解をもとに、保護者・地域・各種専門機関と連携して解決にあたる。

いじめの早期解決のために、家庭や地域、関係機関と連携し、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

①いじめ問題に取り組むための校内組織。

ア 生徒指導会議

・週１回の学年会にて情報交換（学年部）

・週１回の情報確認会（校長・教頭・教務・生徒指導主事）

・月１回の生徒指導委員会（※）にて情報交換と課題の検討

※校長・教頭・教務・生徒指導主事・特別支援コーディネーター
保健主事・養護教諭・学年主任・特別支援学級主任

・月１回の職員会議にて情報交換と報告による共通理解（全職員）

イ いじめ対策委員会※

- ・いじめの未然防止のための研修会の計画。
 - ・いじめの情報が得られた場合、現状や指導についての情報交換と指導方針について検討する。
- ※生徒指導委員会のメンバー＋当該児童及び関係児童の学級担任
＋ SC ＋いじめ専門相談員
(状況に応じて ＋高松地区民生委員＋児童委員＋ CS)

②いじめ情報発生時からの対処方法

1 情報入手・目撃

- ・教職員・児童・保護者・地域住民・その他からいじめ対策委員会に情報を集める。
- ・いじめを発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。

2 指導・支援体制を組む

- ・いじめ対策委員会で役割分担をし、指導のために支援体制を組む。
- ・全職員への報告。
- ・関係諸機関への報告と連携（市教委・西警察署・地域子ども相談センター・市こども総合相談所等）

3 保護者と連携し、児童への指導、支援を行う。

- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人・教員・家族・地域の人など）と連携し、寄り添える体制をつくる。
- ・いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめにむかわせないよう指導するとともに、状況に応じて、SC等による見守りや相談を実施する。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。
- ・つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。